

事務連絡

令和 7 年 5 月 21 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり、飼料安全・薬事室長事務連絡がありましたので、お知らせいたします。